

アダルトサイトの相談が年間で10万件を突破！ 既払いの相談が増加、平均既払い額も高額化

近年、全国から消費生活センター等に寄せられる商品・サービス別の相談件数をみると、アダルトサイトに関する相談が1位になっていますが、2014年度には、ついに過去最多の10万件を超える相談が寄せられました。5年前と比較して2倍になり、スマートフォン利用時の相談件数が増加するなかで、相談は男女問わずに寄せられることと、2009年度と比べて、60歳以上の消費者からの相談は7.6%から21.3%と高くなるなど、年代の広がりも見られます。

相談事例：タブレット端末で歌手の動画を見ようとしたら、アダルトサイトに登録された

タブレット端末でインターネットを見ていた。歌手の動画を見ようと動画サイトをタップしたら、18歳以上かを確認する年齢確認画面が出て、タップしたところ、突然アダルトサイトの会員登録完了の画面が表示された。よく見ると「誤操作の方は24時間以内に連絡するように」との表記があったので、電話して「誤作動なので取り消してほしい」と伝えた。しかし、業者からは、「すでに登録完了している。180日間は利用無料だが、登録費用9万9,000円の支払い義務はある」と言われた。支払先を尋ねると、「教えられない」と言われ不審に思って電話を切った。 (60歳代、男性)

消費者へのアドバイス

最近、寄せられるトラブルをみると、「請求画面が表示されると同時にスマートフォンからシャッター音が鳴り、写真を撮られたのではないかと不安だ」というケースや、請求金額と合わせて「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」というボタンが用意されているなど、連絡を誘導するようなケースが見られます。スマートフォンであるがために、簡単に通話やメール送信ができるため、すぐに業者につながり、いったん連絡してしまうと、業者から強く要求されたり、消費者の個人情報を教えてしまうことにもつながります。

- 無料だと思っけていても、料金を請求されることがあるので、不用意にアクセスしないでください。
- 業者に決して連絡しないでください。
- 身に覚えのない請求をされ、請求内容に納得できない場合には、お金は支払わずに最寄りの消費生活相談センター等に相談しましょう。

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 69-3111

